

優良産廃処理業者のススメ

「優良産廃処理業者」は、**通常の許可基準よりも厳しい基準をクリア**した優れた能力と実績を持つ廃棄物処理業者

優良産廃処理業者の認定のメリット

①各種補助金の活用

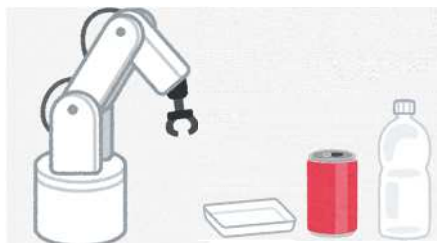
- ・DXによる業務効率化
(上限：1,500万円)



- ・コスト削減！
- ・省力化！
- ・効率化！
- ・高度化！
- ・従業員の安全確保！



- ・高度な選別処理施設導入
(上限：2,500万円)



- ・分別用コンテナ
新規購入
(上限：20万円)



- ・電動トラック購入
(上限：200万円
賃上げ枠活用時は
400万円)



※ 賃上げ枠は、一定の賃上げを実施する事業者が活用できる優遇措置

②県PR媒体での紹介

県作成のHPに、若手職員のインタビュー記事を掲載



③特別な許可証交付

「おおいた優良産廃処理業者」の認定を受けた場合、**マーク付きのカラフルな許可証**を交付
(※ 処分業者のみ)

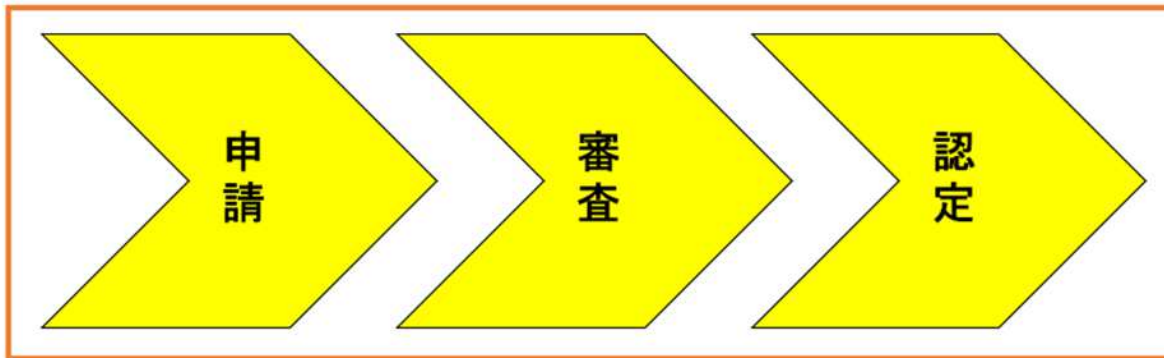


県外産廃事前協議や
周辺環境対策補助金
でもメリットあり！



優良産廃処理業者になるためには？

認定の流れ



法優良制度とおおいた優良制度の認定基準

基準	法優良制度 (収集運搬・処分業者)	おおいた優良制度 (処分業者のみ)
1. 実績と遵法性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以上の業務実績があること ・ 過去5年にわたり、特定不利益処分を受けていないこと 	
2. 事業の透明性	次の事項について、 一定期間インターネットで公表し、かつ、所定の頻度で更新 していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の基礎情報 ・ 事業計画の概要 ・ 財務諸表 など 	左と同じ ※ ただし、 財務諸表等の公開を省略 できます。
3. 環境配慮等の取組	「ISO14001」 「エコアクション21」 またはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていること。	認証以外でも可 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と良好な関係を構築することに努めている ・ 環境保全に関するボランティア活動 等 5項目を満たすこと
4. 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムを導入し、活用 していること。	
5. 財務体質の健全性	直近3年間の自己資本比率や営業利益等、 財務状況が一定の基準を満たす こと。	

(問い合わせ先)

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 県庁舎別館5階
 大分県生活環境部循環社会推進課 計画・調整班
 電話:097-506-3128、3135(ダイヤルイン)
 e-mail: a13410@pref.oita.lg.jp



※ 優良産廃処理業者に関する県補助金を活用できるのは「①大分県内に本社があり ②事務所か事業所を大分県内に設置している事業者」に限られます。